

## 現職「加入者」確認事項

<b>加入資格</b>	東京都教職員互助会の正会員で、加入日(7月1日)現在、定年退職までの積立期間が2年以上あり、申込締切日現在正常に勤務している方。	
<b>加入の申込み</b>	平成29年度は平成29年2月10日から2月28日まで受け付けます。	
<b>現職中の積立年金</b>	<b>1) 積立額</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 例 月 1口2,000円の整数倍(2,000円、4,000円、6,000円……)で制限はありません。</li> <li>② 期末手当 1口5,000円の整数倍(5,000円、10,000円……)で制限はありません。(期末手当のみの積立はできません)</li> <li>③ 臨時積立 5万円以上、1万円単位で制限はありません。</li> </ul>	
	<b>2) 手数料</b>	払い込まれる掛金に、予定利率・配当に基づき利息を付ける仕組みとなっており、別途ご負担いただく手数料はありません。
	<b>3) 積立方法</b>	① 例月給与及び期末手当(6月と12月)からの給与控除。 ② 期末手当時期(6月と12月)の臨時積立。※希望者のみ
	<b>4) 積立額の変更</b>	毎年加入申込期間中に受け付けます。
	<b>5) 積立開始日及び変更日</b>	① 平成29年度新規加入者の積立は平成29年7月分より開始します。 ② 積立額の変更も7月分からとなります。
	<b>6) 再任用・再雇用・非常勤教員期間継続積立</b>	積立年金加入者で再任用・再雇用及び非常勤教員期間中も、継続して積立を希望される方は、再任用・再雇用及び非常勤教員期間満了時まで受給権の取得を延長できます。 ※ただし学校電算で給与控除できる所属所に勤務した場合のみ年金の受取りは再任用・再雇用及び非常勤教員期間満了後になります。
	<b>7) 育児休業等の取扱い(中断・再開)</b> ※学校電算所属所在籍者	① 育児休業等、給与からの控除ができなくなると、自動的に積立を中断します。 ② 復帰され、給与からの控除が可能になると自動的に積立を再開します。
	<b>8) 死亡弔慰金</b>	加入者が亡くなった場合にはご遺族に60万円の死亡弔慰金が支給されます。
	<b>9) 一部解約</b>	① やむを得ない理由により積立金の一部(前月末残高-1万円の金額の範囲内)を解約し、払い出しをすることができます。 ② 解約手数料は一切不要です。 ※積立期間2年未満で解約をされる場合、配当は付きません。 ③ 解約の申し込みは、毎月20日締め(互助会必着)、翌月20日(休日の場合は翌銀行営業日)の振込になります。
	<b>10) 全部解約(脱退一時金・死亡一時金)</b>	積立年金の受給権取得資格を満たさない(50歳未満)で退職または亡くなった場合、あるいは、やむを得ない理由により積立金を一括で全額受け取りたい場合は、積立金を脱退(死亡)一時金として支給します。
	<b>11) 配当率</b>	当年度の配当率は、運用実績及び運用状況等に基づき決定します。安定的な配当を実施するため、健全な財務運営に配慮しつつ、配当率の見直しを行う場合があります。
<b>積立状況のお知らせ</b>	<b>1) 積立金通知書</b>	毎年6月に、前年度末現在の積立金を通知します(所属所経由)。
	<b>2) 積立年金明細票</b>	毎年1月に、その前年に一部解約された方に対して、確定申告用の通知書を送付します(所属所経由)。 ※積立年金は個人年金保険料控除の対象ではありません。

## 退職「受給者」確認事項

<b>受給権取得資格</b>	50歳以上で退職(再任用・再雇用及び非常勤教員期間満了者を含む)し、積立期間が2年以上あり、退職後互助会の賛助会員に加入される方、終身年金は退職時(再任用・再雇用及び非常勤教員期間満了時)60歳以下の方。
<b>受給の申込み</b>	退職後、ご自宅に書類を送付します。手続期間は退職後1年以内です。 ※退職後の一部解約は、受給手続が完了するまでできません。
<b>受給コースと受取方法</b>	年金の受取方法は、退職時にP6記載の受取方法の中から選択いただけます。据置期間満了後、年金を給付します。(毎年の年金額は、予定死亡率(終身年金のみ)、年金の受給方法及び配当率に基づき算定されます。)
<b>退職金の抛</b>	退職時に希望額を上乗せ(追加抛)できます。上限額はありません。
<b>死亡弔慰金</b>	据置期間中または受給期間中に亡くなった場合、ご遺族に5万円の死亡弔慰金が支給されます。
<b>一部・全部解約</b>	ご希望の金額または全部の解約もできます。手数料は一切かかりません。 ※終身年金を除く。

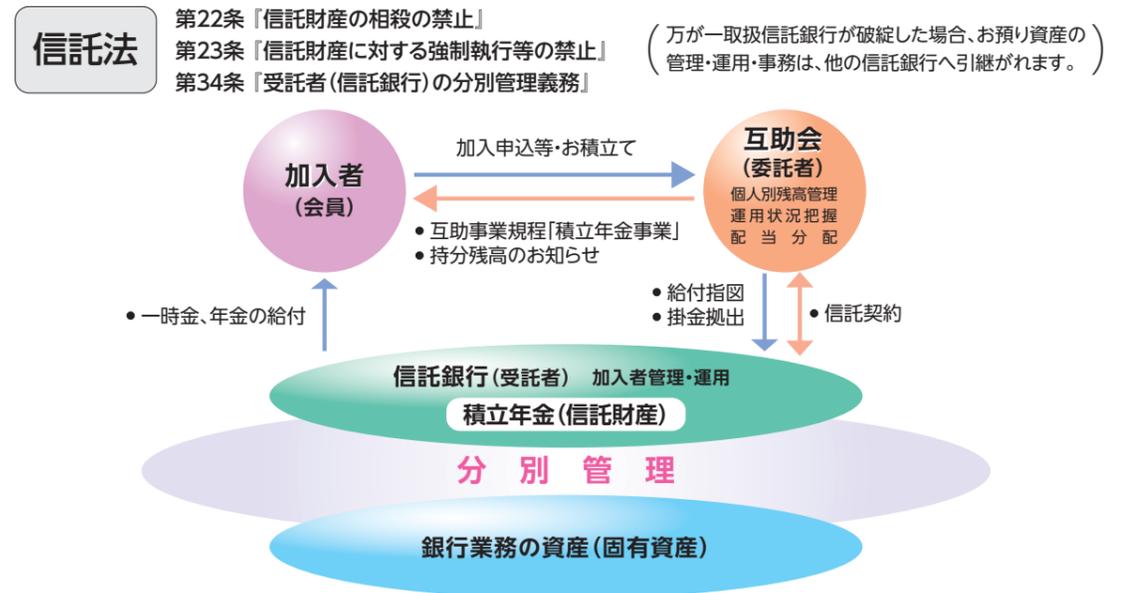
## 加入にあたっての重要なお知らせ

このお知らせは、平成13年4月1日施行の「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、皆様が積立年金事業に加入されるにあたってのご判断の基準となる重要事項についてご案内するものです。

- 1 積立年金のしくみ**
  - 積立年金は、元本を保証するものではありません。
  - 積立年金は、預金保険機構の保護または生命保険契約者保護機構の保護の対象となっておりません。
  - 積立金は、運用実績に基づく配当を加算します。
  - 受給時の受取額は、給付の種類、給付の型を選択することにより決定されます。ただし、配当率の変動により、年金の受取額が変更されることがあります。
- 2 積立金の運用について**
  - 積立金の運用は、互助会が信託契約を締結した指定信託銀行、ならびに、投資一任契約を締結した投資顧問会社が行います。
  - 以下の理由により元本を割り込む可能性があります。
    - 運用対象である有価証券の市場価格の変動(組み入れた株式や公社債の値動き、為替相場の変動等)による影響
    - 債券に投資する場合、金利の変動等の影響
    - 投資の対象となる有価証券の発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等による影響
    - 運用対象となる貸付金の債務者の信用状況の悪化による影響
- 3 中途解約時の取扱いについて**
  - 積立金は、やむを得ない事由がある場合、全部または一部を中途解約することができます。この場合、解約部分の積立金を支払います。ただし、積立開始から2年未満で解約した場合には配当は付きません。
  - 全部または一部解約に際して、手数料はかかりません。

## 分別管理のしくみ

東京都教職員互助会の積立年金は、互助会と信託銀行が「信託」契約を結び、信託銀行が資産の管理、運用等を行っております。信託銀行が互助会から預かる資産は、「信託法」により、「信託財産」となります。したがって信託銀行固有の資産と分ける「分別管理」によって保全されています。このため、万が一信託銀行が破綻した場合でも、「信託財産」は差押え等の対象とはならず、そのままの状態でも保全されます。



※信託銀行は、預金・融資などの銀行業務と、年金・有価証券管理などの信託業務を営んでいます。このうち、信託業務で受託した積立年金などの信託財産は、信託銀行固有の財産と混同されないように分別して管理されています。

## 税務の取扱い

現職「加入者」	配当金	年金受給もしくは解約時まで <b>非課税</b> (課税繰り延べ)。
退職「受給者」	年金	<b>雑所得</b> (利息部分が対象)
現職「加入者」 退職「受給者」	一部解約 全部解約	1年間に受取られた利息部分は、 <b>一時所得</b> 扱い。確定申告による総合課税の対象。課税対象額=(一時所得-50万円)×1/2

●互助会の積立年金は、信託銀行が取り扱う信託型の年金ですので、**個人年金保険料控除の対象にはなりません。**